

予 算 決 算 常 任 委 員 会 記 録

1. 開催日時 令和 6 年 9 月 13 日（金） 午前 9 時 50 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長ほか議長を除く議員 17 名
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・釵物次長
8. 協議事項
9 月定例会本会議（9 月 13 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 2 名

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 50 分 閉会 10 時 11 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 6 年 9 月 13 日

予算決算常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

釵 物 伸 次

吉津委員長 本日の出席委員については委員 17 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から予算決算常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。

それでは、これより本委員会に付託されました議案について審査を行います。議案第 1 号「令和 6 年度長門市一般会計補正予算（第 4 号）」を議題とします。審査は、第 1 条 歳入歳出予算の補正から第 4 条 地方債の補正までを一括し、別紙一覧表に沿って質疑を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

経済産業部長 企業誘致・まちづくり推進課所管の補正予算につきまして補足説明させていただきます。事業としましては、補正予算書 12 ページからの第 7 款「商工費」、第 1 項「商工費」、説明コード 045 の「戦略的産業基盤強化事業」として 6 億 2,705 万 1,000 円を減額補正するものであります。補正理由につきましては、市長の提案説明及び予算説明資料 1 ページに記載のとおりであります。今回、通常の補正予算と分けて上程を行った理由についてでございますけれども、IT 拠点施設は令和 7 年度中の完成というものを目指しておりますことから、この国の交付金財源を有効に使いまして、今後の入札でありましたり、契約案件の議決、さらには業者選定手続き等、これらのスケジュールを考慮した結果、担当部署としましては、なるべく早期に補正予算のご審議をいただく必要がありまして、このような変則的な予算上程となったところでございます。

企画総務部長 財政課所管の補正予算につきましては、特に補足説明はございません。

吉津委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

ひさなが委員 それでは、いくつかお伺いしたいと思います。まず、この事業の予算なんですけれども、国の繰越しが当たっているというところを事前にお伺いしております。4 月の交付決定に対する補正予算が、なぜこの 9 月になったのか、これについてお伺いいたします。

企業誘致・まちづくり推進課長 事業費の次年度繰越しが認められない国の繰越し財源が充てられたことに伴い、令和 6 年度、令和 7 年度、それぞれの事業費を明確に区分する必要が生じました。現在といいますか、設計業務のほうを

ずっと続けておりまして、この納期が 8 月末となっております。ここの段階で令和 6 年度分と令和 7 年度分の事業費の区分がきちんとできたというところから、6 月補正での対応が不可能でありましたので、全体の事業費、年度ごとの切り分けを確定できたことから、今回の補正予算となったものでございます。

ひさなが委員 分かりました。今は令和 6 年、令和 7 年というお話が課長から出てますけど、複数年の計画であったにも関わらず、何で国の繰越財源が当たっていたのか、これについて伺います。

企業誘致・まちづくり推進課長 市といたしましては、これまでヒアリング等も含めて現年度予算による交付を要望しておったんですけれども、国の事情により繰越財源での交付決定となったということでございます。市といたしましては、その交付決定を受けた後に、国に対して財源の変更はできないかという問い合わせも、相談もしたんですけれども、それはできないという回答でございましたので、こういった補正予算で対応していくという決定になったところでございます。

ひさなが委員 分かりました。今回で、令和 6 年度のものは令和 6 年度で、令和 7 年度のものは令和 7 年度のと、はっきり分かれたと思うんですけれども、この令和 7 年度の予算というのも債務負担行為で取ることになると思うんですけれど、これが次年度確実に交付を受けることができるのか、また、それが繰越しの財源だった場合は、それはどうなるのか伺います。

企業誘致・まちづくり推進課長 まず、1 点目の財源の担保というところなんですけれども、全体の事業計画につきましては、もうすでに国に承認をいただいているところでございます。今回の交付決定を受けて国に相談をしたところ、一応内諾という形なんですけれども、来年度の対応についても内諾をいただいております。2 点目の、来年度また繰越財源がというご質問なんですけれども、基本的には令和 7 年度で終了するというふうな事業ですので、仮に繰越財源が当たったとしても、市としても繰り越す予定がないことから、対応が可能だというふうに考えております。

田村委員 今回の補正予算で、国の繰越財源を使っていることから、そういった、こういうことになったということなんですけれども、これは当初予算の段階で、この繰越財源が当てられないっていうことは分かっていたんでしょうか。それとも、分かっていたなかったのであれば、いつ分かったんでしょうか。

企業誘致・まちづくり推進課長 交付決定が、4 月 1 日付けで国のほうからはいただいております。我々としては、想定として国の現年度予算が当たるものというふうな形で事業の組立てを行って、予算の組立てを行っていたところなんですけれども、4 月 1 日付けで交付決定が、繰越財源が当たったということから、今回の財源を調整いたしまして、今回の補正予算となったというところでござ

います。

企業誘致班長 補足させていただきます。国のほうには、この交付金の事務手続きにつきましては、例年、12月の下旬から1月の下旬に国への事前相談というところを行います。その時点で、市としては複数年の、工期が14か月となることから複数年の計画となる旨は伝えておりまして、国の財源の繰り越しではない、繰り越しが認められる当初予算を是非変更決定をいただけるよう要望はしておりました。今、課長が申し上げたとおり、4月1日付けで交付決定が出ておりますけれども、実際は、国から通知があったのが5月9日付けで、国のほうとしましても、市の事業の配慮をして、4月1日に遡って交付決定が出ている状況でありました。

田村委員 これは例えば、その当初予算の段階ではこれはわからなかったということでもいいですかね。はい、わかりました。それがわかったのが5月9日ということになります。で、5月9日ですので、6月の補正予算には間に合わないということだったんですかね。ちょっと先ほど説明もあったように思うけど、よくわかんなかったんですけど、なぜこの9月になったのか。

企業誘致・まちづくり推進課長 お答えします。先ほどひさなが委員からのご質問にお答えした通り、5月と言いますと設計業務の真っ最中のございまして、で、ここの令和6年度分、それから令和7年度分という工事費を分類、金額的に分ける必要があったんですが、まだその段階で明確になっていないので6月補正では上程することができなかったということで、8月末の設計業務のエンドを持ってですね、令和6年度、令和7年度の金額が明確になったことから、今回9月補正に上程させていただいたというところでございます。

田村委員 はい、わかりました。当初予算の段階でこれがわかっていたら、市民の注目度も高い事業ですし、多額の予算を必要とするものですから、この事業大丈夫なのかっていうふうな心配を我々も思ったところでありまして、ちょっとそういったところ、我々もその当時に聞けばよかったんでしょうけれども、ちょっと今後は、そういうことがありましたらですね、例えば5月の時点でわかったのであれば、せめて、あれから何回か勉強会も開催させていただいたので、お知らせをいただいたらよかったかなというふうな気もしますけれども。はい、わかりました。で、これ全体のスケジュール、先ほど班長から14か月っていうふうな工期について答弁がありましたけれども、その14か月の工期について、それから運用開始時期については当初の予定と変わりはないのかというところをちょっと教えていただけますか。

企業誘致・まちづくり推進課長 事業内容については変更ございません。

吉津委員長 ほかにご質問はございませんでしょうか。

田中委員 おはようございます。確認させていただきます。先ほど課長のほう

から、8月末で事業が令和6年度分と令和7年度分が分けられることになったのでということだったんですが、その事業内容をどういうふうに分けられたのかというか、令和6年度にやる工事と令和7年度にやる工事っていうのをちょっと教えていただけますか。

企業誘致班主査 今、令和6年度の工事費につきましては、まず金額なんですけれども、令和6年度、1億5,123万円を想定しており、令和7年度の工事費、6億698万2,000円を合計で7億5,821万2,000円の想定をしております。工事費につきましては、令和6年度は主に解体工事ですね、令和7年度に施設の改修工事を行う想定としております。それとですね、その工事に対する工事管理業務委託料ですね、債務負担行為で組んでおりまして、令和6年度につきましては717万8,000円、令和7年度につきましては1,291万9,000円の合計2,009万7,000円の予算額で想定しております。

田中委員 もう1つ確認です。私がよくわかってなくて聞いたら申し訳ないんですけれども、今年度は解体工事6か月かかるという感覚なんではないかな。今、解体工事をもと言われたので。その前に、例えばですね、早めに解体工事が終わったからと言って着工には入れないというふうに思っているのでしょうか、予算の都合上。

企業誘致班主査 田中議員さんおっしゃられる通りで、基本的には解体工事を今年度の費用としておりますので、一部その仮設工事とかですね、そういった部分入るところはありますけれども、ほかの工事に事前に先立ち着手っていうのはできないようになっております。

吉津委員長 ほかにご質疑はございますでしょうか。

田村委員 今のはあれですよ。ていうのは、その国の採択を受けるまで次の工事に着工できないっていうふうな意味合いですか。というと、14か月の工期を予定しているけれども、空白期間ができるっていうふうな意味合いでしたかね。

企業誘致班長 来年度の国の交付金につきましては4月1日付けで出る予定となっておりますので、特に交付金の交付決定を受ける間までの期間が空くということはありません。

田村委員 はい。先ほど、今回の国の交付金についてお伺いをして、4月1日交付決定で5月9日っていうのはなんだったんでしたっけ。

企業誘致班長 まずですね、国の交付金の事務につきましては、事前相談がありまして、その後、内示っていうかですね、内示があって、交付申請をして交付決定を受けるという流れになっておりまして、その交付決定を受ける事前相談を受けて、計画的な問題がないっていうところで、国がですね、内示を出すんですけども、その内示から、交付申請から交付決定っていうのはもう金額が

変わることがございませんので、今の流れでいきますと、その4月1日に国が、遡ってですね、4月1日付けで交付決定を出すと。その前には、もう3月に内示をいただいておりますので、実際は金額が変わることないってということで、4月1日付けで事業が開始できるというものになっております。

田村委員 じゃあ最後です。これは、先ほど内諾っていうふうな言葉も使われてましたけれども、これ、仮に国の交付金が下りないっていうふうな可能性はあるんですかね。もし下りなかった場合っていうのはどうなるんでしょうか。

企業誘致班長 先ほど課長のほうからも申し上げましたけれども、国のほうの、今年度こういうことになりまして、複数年度に分けるという相談をしたときに、国のほうからは、今年度全体額に対する交付決定額を受けておりますので、その範囲内であれば減額なり調整はしてもよろしいということになっておりますから、来年度につきましても、もう我々としてはこれが4月1日付で来年度分については交付決定が受けられるということで解釈しております。

綾城委員 1点だけ確認です。これ、今7億円ぐらいの事業、当初予算とありましたけれども、ちょっと確認ですけれども、入札はまだですよ。はい。これ、大体いつ頃入札の予定に今なってるんです。

企業誘致班主査 現時点では10月の上旬を目途に進めておる次第です。

綾城委員 わかりました。じゃあ、工事の開始は11月以降、来年度になるってことですか。

企業誘致・まちづくり推進課長 手続き的に言いますと、10月の上旬に入札を終えて、一応業者の仮決定と言いますか、仮契約を行います。それから、特に本体工事に関しては、これ1億5,000万円を超えるのが確実ですので、これは議会議決案件となりますことから、我々もスケジューリングをしていく中で、そこで業者の決定の議決をいただきたいというところで、決算の委員会のほうを考えておりますので、スムーズに行けば、その翌日から工期の開始という形になります。実質的には、だから11月頃から本格的な工事に入っていくものというふうに思っております。

吉津委員長 ほかに、ご質疑はございませんせんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第1号の全般にわたり、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。

林委員 お疲れさまです。それでは、ただいま議題になっております議案第1号「令和6年度長門市一般会計補正予算（第4号）」について、反対の立場で討論を行います。今回の補正予算は、令和6年度当初予算に計上された戦略的産業基盤強化事業について、国のデジタル田園都市国家構想交付金の交付決定に合わせて組み替えるもので、6億2,705万1,000円を減額し、歳入歳出総額をそ

れぞれ 223 億 8,375 万 2,000 円とするものであります。三隅地区の湯免にある既存施設を活用し、IT 関連企業等集積拠点施設を整備することについては、これまでも令和 5 年度当初予算での反対討論、そして令和 6 年度当初予算における施設整備を前提とした修正案に対しても反対の立場を表明しておりますが、改めてその理由を簡潔に述べてみたいと思います。IT 関連企業等集積拠点施設整備事業におけるハード関係の概算総事業費は約 8 億 6,400 万円が見込まれており、その財源については国のデジタル田園都市国家構想交付金のほか、過疎債や一般財源が充当されております。概算総事業費の 2 分の 1 程度は国からの交付金とされ、残りは市の負担となりますが、施設整備後はこれに維持管理費が加わってくるものであります。現在、輸入物価の上昇に端を発する物価高の継続は、市民生活や事業者の経営を圧迫しており、こうした状況の中で、費用対効果も定かでない、IT 関連企業等集積拠点施設の整備が本当に必要なのか、政策の優先順位として正しいのか、その疑問は現在に至っても解消されてはおりません。限られた財源の中で、建設等を含む新たな施設整備については市民生活に直結するものにとどめるべきであり、公共施設維持管理計画を踏まえて、老朽化した上下水道のインフラ整備をはじめ、公共施設の管理や営繕といった、施設の維持をいかに図っていくのか、これこそが優先にすべき政策課題であると考えております。今月 9 日に本年 3 月に長門市と進出協定を締結した Visual Marketing 株式会社のサテライトオフィス「先端イノベーションセンター」が飲食とスポーツを楽しめる複合施設である「SWEET AS」内に新設され、開所式が行われております。こうした事例にもあるように、企業誘致の名のもとに巨費を投じて IT 関連企業等集積拠点施設を整備する政策は見直すべきだと思っております。現在、市内の空き施設及び空き家等を活用して、本社移転またはサテライトオフィスを新設される場合には、施設の改修や備品購入などオフィス整備に要する経費及び家賃や通信回線使用料などオフィス運営に要する経費の一部に対して、長門市サテライトオフィス誘致促進事業費補助金がありますが、この周知徹底と制度の拡充にこそ力を入れるべきであります。そのことを申し上げて意見いたします。

吉津委員長 ほかに、ご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。本日はこの程度にとどめ、次回の委員会は、9 月 18 日、午前 9 時 30 分から開きます。以上で、本日の委員会を散会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 10 : 11 —